

議案第 39 号

和解をし、損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 相手方

2 事故の概要

平成 19 年 5 月 30 日（水）午前 11 時 25 分頃、北本市立石戸小学校体育館において総合的な学習として木工クラフトを実施していたところ、相手方が鉋で左手人差指の一部を切断したもの

3 損害賠償の額 9,061,438 円

令和元年 6 月 10 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄